

(参考)施設の長寿命化のための活動の実施方法

(1) 自主施工の場合

①自主施工による活動

施設の長寿命化のための活動のうち施設の簡易な補修・更新等については、活動組織等が自主施工により実施することができます。

補修・更新等の内容によっては、専門業者による工事が必要となる場合があります。自主施工によることが可能かどうか、事前に市町村、水土里ネット等へ相談してください。また、設計や施工に関する基準については、対象とする施設の管理者に事前に確認してください。

②活動組織(集落)が管理・確認する事項

自主施工では、資材・重機の手配や人員の配置、資材等の品質確認や出来形の管理、安全の配慮など工事全般について、活動組織等が直接、管理・確認していく必要があります。

管理・確認する事項	管理・確認方法
資材等の品質	資材納入時に、カタログ等の資料や試験成績表、材料納品書を併せて受領して確認。
工事の出来形※	対象施設の機能に着目した管理を行う。 →29ページへ
安全の配慮	活動時の安全に配慮するとともに、自主施工参加者の傷害保険等への加入。

※出来形：工事が完了した部分のこと

これらの管理・確認を円滑に行うため、必要に応じて水土里ネット等に委託することも可能です。

③工事の実施

工事の実施に先立ち、以下を参考に工事に関する段取りを決めます。

- ア. 工事の作業手順や日程
- イ. 現場における作業分担
- ウ. 機械、資材の調達方法、使用計画
- エ. 施工方法、仮設計画
- オ. 廃材等の処分方法 など

工事に係る日数や資機材の調達先等については、市町村、水土里ネット等に相談してください。

対象活動毎に施工内容や配慮事項等を別冊に整理しています。資料については、以下のURLで公表していますので参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html

【留意事項】

作業にあたっては、ヘルメット、安全靴、革手袋等を着用し、安全確保の徹底を図るとともに、専門業者等の指導を受け適切な方法で施工します。

④工事の出来形について

自主施工における出来形管理については、各施設の機能に着目した管理を行います。出来形管理の例を以下に示します。

出来形の管理を行う際の基準については、対象とする施設の管理者に事前に確認して、必要な基準を適用してください。

自主施工における出来形管理の例

- ・掘削
掘削幅、深さに不足や掘り過ぎが生じない。
- ・基礎材、舗装材
幅や厚さが設計値を下回らない。
(完成後に見えなくなる箇所は寸法が分かる写真を撮っておく)
構造物の安定化や車両の走行性を確保するため、平滑な仕上げを心がける。
- ・コンクリート水路の布設
逆勾配とならないこと。中弛みを生じないこと。
漏水が生じないように目地処理を確実に行うこと。



※現場条件や施工内容により異なります。市町村等集落以外の者が所有する施設について施工を行う場合には、出来形管理方法について、施設の管理者と相談してください。

⑤工事終了後の確認(検査)について

工事が目的どおりに実施されたか現場を確認します。

なお、市町村等集落（活動組織等）以外の者が所有する施設について施工を行う場合等、施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従ってください。

自主施工時の保険加入について

自主施工を行う際に加入する保険については、被保険者の障害に適用する「普通傷害保険」を基本契約として、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊した場合の「賠償責任保険」を特約とする場合が基本となります。

民間保険会社等で各種保険を取り扱っていますが、適用にあたっては、加入条件及び給付条件を十分に確認してください。

自主施工による実施が困難な例

・厳密な測量を伴う工事

測量、施工の精度が、施設の機能に影響を与える場合（水路勾配が緩く、厳密な水路高さの管理が必要な場合など）

・専門的な技術が要求される工事

特殊な品質管理が必要となる場合（アスファルト合材の温度管理等）

・施工量が多い工事

工事期間内に完了させるために専門技術者による効率的な施工が必要な場合

・危険を伴う工事や施設の管理者の許可が必要な工事

交通量の多い道路に隣接した箇所での施工

鉄道に隣接した箇所での施工

掘削断面確保のために土留め工などの仮設が必要な施工 等

※現場条件や施工内容により異なります。自主施工の検討にあたっては、市町村、水土里ネット等と相談してください。

（2）外部発注する場合

①外部発注について

厳密な測量や専門的な技術が求められる工事の場合は、専門業者に外部発注することができます。

[自主施工が困難な例は30ページへ](#)

また、大規模な工事で、工事前に測量・設計等が必要な場合には、これらの作業についても、専門業者に発注することができます。設計や施工に関する基準については、対象とする施設の管理者に事前に確認してください。

②外部発注の方法

外部発注は

ケース1：業者から施工方法の提案を受けて工事発注する場合

ケース2：実施主体が仕様を定めて工事発注する場合
があります。

[ケース1及び2の流れは32ページへ](#)

③外部発注における契約の方法

交付金の適正な執行の観点から、複数社の見積の結果により、最低価格を提出した業者を採用するなど契約相手先を選定します。

契約方法等の詳細については、市町村等に相談してください。

④工事の施工管理について

施工図面に基づき工事を実施する場合には、適正に施工が行われるよう、定められた基準に基づき施工業者が施工管理を実施します。

施工管理の基準については、施設を管理している市町村や水土里ネットに確認してください。

また、活動組織等が現地において補修箇所を特定するような工事（現場合わせの工事）の場合には、補修後に施設の機能が確保されるよう施工することが必要です。

⑤完成検査（現場での確認）について

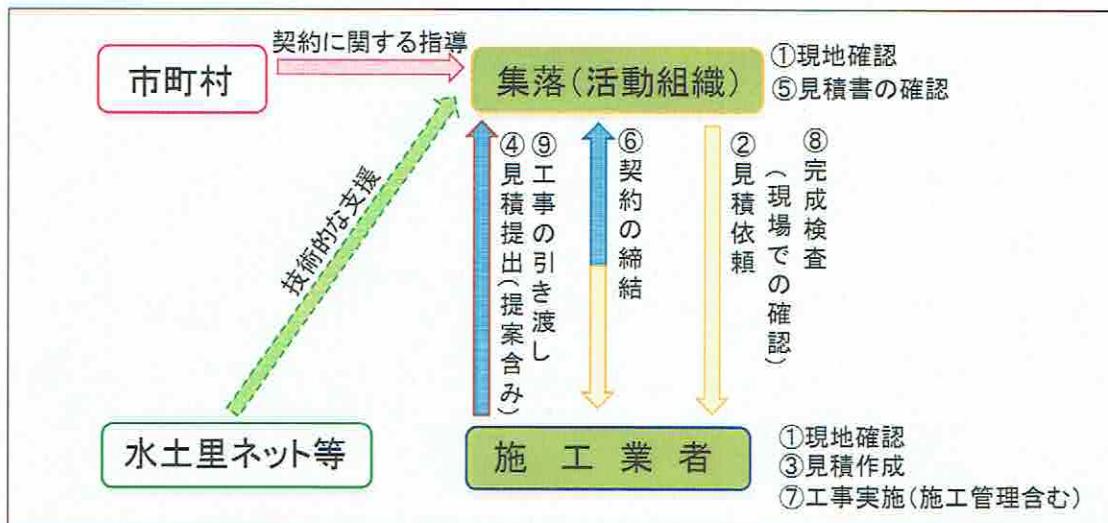
活動組織等は、工事が目的どおりに実施されたかどうかについて現地確認等の検査を行います。必要に応じて、専門的な知見または技術を有している者の指導、助言等を活用して、検査を行うことができます。

なお、市町村等集落（活動組織等）以外の者が管理する施設について施工を行う場合等、施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従ってください。

外部発注の方法ごとの流れ

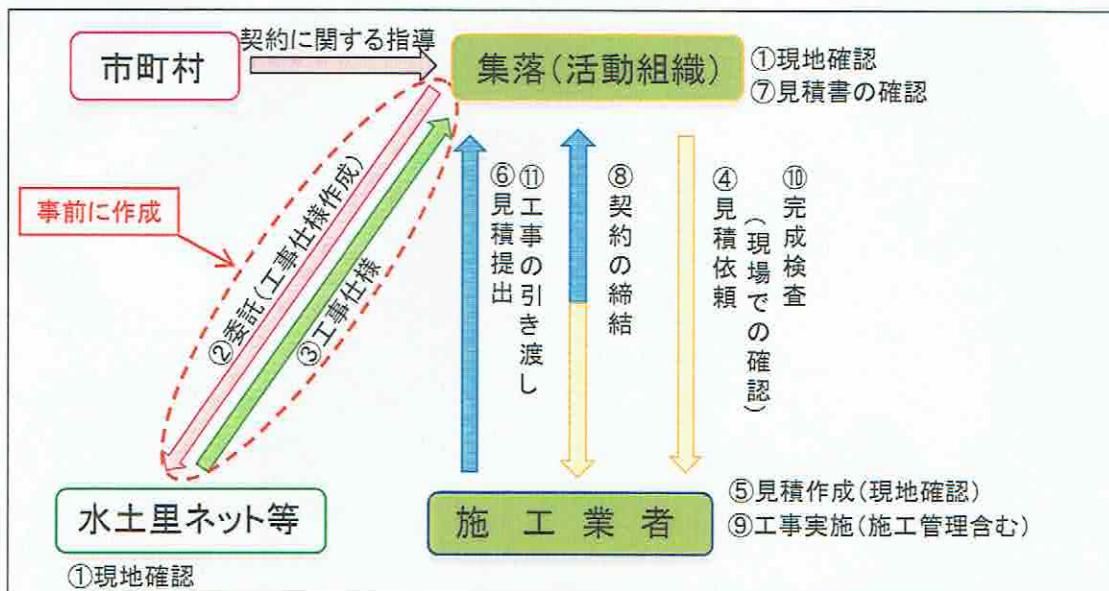
ケース1：業者から施工方法の提案を受けて工事発注する場合

○現地に施工業者を案内し、どの部分をどのように補修あるいは更新したいのか説明を行い、見積徴収。この際、施工方法の提案も受け付ける旨を説明。



ケース2：実施主体が仕様を定めて（※）工事発注する場合

○集落（活動組織）は水土里ネット等への委託等により事前に作成した工事仕様に基づき業者から見積徴収し、工事発注。



(※) 現地に水土里ネット等を案内し、集落（活動組織）が補修または更新したい施設について、工事仕様（工期、数量、図面）の作成を水土里ネット等に委託。